

25 建企第 601 号
平成 26 年 3 月 13 日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部長



鋼橋製作工の労務単価に係る特例措置について

長崎県土木部において下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせします。

記

平成 26 年 3 月 1 日以降に契約をした工事のうち鋼橋製作工の労務単価を適用している工事については、「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」(平成 26 年 2 月 14 日付け 25 建企第 546 号。以下、「特例措置通知」という。)の新労務単価は、「平成 26 年 2 月及び 3 月から適用する公共工事設計労務単価」とし、「平成 26 年 2 月 1 日」を「平成 26 年 3 月 1 日」に読み替える。